

中国経済産業局における法令違反への対応状況（令和元年度）

経済産業省では、製品安全４法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テストや立入検査により法令違反が判明した事案について対応しています。また、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供、事故情報の調査結果及び自治体による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生した事案については、事実関係について調査し、調査の結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止等の指導を行い、必要に応じて法律に基づく措置をとっています。

（※）製品安全４法とは「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

１．概要

令和元年度に中国経済産業局が対応した事案については、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案または消費者に危害を及ぼすおそれがない事案でした。そのうち、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案については、産業部長名の文書による注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指導し、事業者からの報告により適切な措置が行われたことを確認しました。

２．個別の事案（消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案）

	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
１	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ・電気噴霧機	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・再発防止対策実施
２	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ・コンセント付家具	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・再発防止対策実施
３	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ・装飾用電灯器具	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・再発防止対策実施
４	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ・その他の音響機器	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・再発防止対策実施
５	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ・送風機	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・再発防止対策実施

中国経済産業局における法令違反への対応状況（令和２年度）

経済産業省では、製品安全４法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テストや立入検査により法令違反が判明した事案について対応しています。また、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供、事故情報の調査結果及び自治体による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生した事案については、事実関係について調査し、調査の結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止等の指導を行い、必要に応じて法律に基づく措置をとっています。

（※）製品安全４法とは「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

１．概要

令和２年度に中国経済産業局が対応した事案については、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案または消費者に危害を及ぼすおそれがない事案でした。そのうち、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案については、産業部長名の文書による注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指導し、事業者からの報告により適切な措置が行われたことを確認しました。

２．個別の事案（消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案）

	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
１	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ◇その他の家庭機器用 変圧器 ◇電動式おもちゃ	立入検査	・未届出 ・技術基準不適合 ・検査記録不備 ・適合性検査未受検 ・未表示販売	・出荷停止 ・再発防止対策実施
２	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ○空気清浄機	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・再発防止対策実施

中国経済産業局における法令違反への対応状況（令和３年度）

経済産業省では、製品安全４法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テストや立入検査により法令違反が判明した事案について対応しています。また、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供、事故情報の調査結果及び自治体による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生した事案については、事実関係について調査し、調査の結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止等の指導を行い、必要に応じて法律に基づく措置をとっています。

（※）製品安全４法とは「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

１．概要

令和３年度に中国経済産業局が対応した事案については、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案または消費者に危害を及ぼすおそれがない事案でした。そのうち、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案については、産業部長名の文書による注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指導し、事業者からの報告により適切な措置が行われたことを確認しました。

２．個別の事案（消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案）

	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
1	【電気用品安全法】 （製造事業者） ○コンセント付家具	立入検査	・技術基準適合確認未実施 ・検査未実施 ・不適切表示	・出荷停止 ・技術基準適合確認実施 ・技術基準適合品への改善 ・再発防止対策実施
2	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ◇キャブタイヤコード ◇差込みプラグ ◇器具用差込みプラグ ○その他の電気吸じん機 ◇直流電源装置	立入検査	・未届出 ・技術基準適合確認未実施 ・検査未実施 ・適合同等証明書副本未保存 ・表示不備 ・未表示販売	・出荷停止 ・販売中止 ・在庫品廃棄 ・検査実施 ・適合性検査実施及び副本保存 ・再発防止対策実施
3	【電気用品安全法】 （製造事業者） ○広告灯	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・販売中止 ・在庫品廃棄 ・再発防止対策実施

4	【電気用品安全法】 (製造事業者) ◇自動販売機	第三者情報提供	・未届出 ・技術基準適合確認未実施 ・検査未実施 ・適合性検査未実施 ・未表示販売	・出荷停止 ・販売中止 ・製品回収 ・再発防止対策実施
5	【電気用品安全法】 (輸入事業者) ・自動販売機	第三者情報提供	・未届出 ・技術基準適合確認未実施	・出荷停止 ・販売中止 ・在庫品の廃棄 ・再発防止対策実施
6	【電気用品安全法】 (製造事業者) ○医療用物質生成器	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・技術基準適合品への改善 ・再発防止対策実施
7	【電気用品安全法】 (輸入事業者) ◇電撃殺虫器	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・技術基準適合品への改善 ・再発防止対策実施
8	【電気用品安全法】 (製造事業者) ○電気こたつ	立入検査	・技術基準適合確認未実施 ・検査未実施 ・未表示販売	・出荷停止 ・技術基準適合確認実施 ・技術基準適合品への改善 ・再発防止対策実施
9	【電気用品安全法】 (輸入事業者) ○電気接着器 ○毛髪乾燥機 ○電気噴霧機	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷停止 ・技術基準適合品への改善 ・再発防止対策実施

中国経済産業局における法令違反への対応状況（令和４年度）

経済産業省では、製品安全４法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テストや立入検査により法令違反が判明した事案について対応しています。また、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供、事故情報の調査結果及び自治体による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生した事案については、事実関係について調査し、調査の結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止等の指導を行い、必要に応じて法律に基づく措置をとっています。

（※）製品安全４法とは「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

１．概要

令和４年度に中国経済産業局が対応した事案については、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案または消費者に危害を及ぼすおそれがない事案でした。そのうち、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案については、産業部長名の文書による注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指導し、事業者からの報告により適切な措置が行われたことを確認しました。

２．個別の事案（消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案）

	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
１	【電気用品安全法】 （製造事業者） ○エル・イー・ディー ー・電灯器具	自主報告	・未届出 ・技術基準適合確認未 実施 ・不適切表示	・出荷停止 ・製品回収 ・技術基準適合品への 改善 ・再発防止対策実施
２	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ◇直流電源装置 ○リチウムイオン蓄電 池	立入検査	・自主検査記録未保存 ・適合同等証明書副本 未保存 ・略称承認未手続 ・不適切表示	・出荷停止 ・再発防止対策実施
３	【電気用品安全法】 （製造事業者） ○空気清浄機	立入検査	・技術基準適合確認未 実施 ・検査未実施 ・不適切表示	・出荷停止 ・製品回収 ・技術基準適合品への 改善 ・再発防止対策実施
４	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ○電気湯沸器	自主報告	・技術基準不適合	・出荷停止 ・製品回収 ・技術基準適合品への 改善 ・再発防止対策実施

中国経済産業局における法令違反への対応状況（令和５年度）

経済産業省では、製品安全４法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テストや立入検査により法令違反が判明した事案について対応しています。また、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供、事故情報の調査結果及び自治体による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生した事案については、事実関係について調査し、調査の結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止等の指導を行い、必要に応じて法律に基づく措置をとっています。

（※）製品安全４法とは「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

１．概要

令和５年度に中国経済産業局が対応した事案については、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案または消費者に危害を及ぼすおそれがない事案でした。そのうち、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案については、産業部長名の文書による注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指導し、事業者からの報告により適切な措置が行われたことを確認しました。

２．個別の事案（消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案）

	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
１	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ○ラミネーター ○超音波加湿機	試買テスト	・技術基準不適合	・再発防止対策実施
２	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ○装飾用電灯器具	試買テスト	・技術基準不適合	・技術基準適合品への改善 ・再発防止対策実施
３	【電気用品安全法】 （輸入事業者） ○文書裁断機	試買テスト	・技術基準不適合	・出荷の停止 ・再発防止対策実施